

金婚式

金婚を迎えるご夫婦へ

●申し込み・問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511



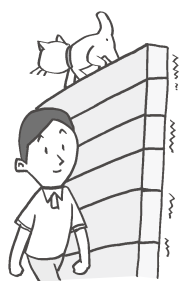
表彰の申し込みをする人は、熊本日日新聞紙面へ名前が掲載されます。紙面で紹介することで、金婚を迎えられたご夫婦をお祝いすることを目的としていますのでご了承ください。

- 対象者
 - ①昭和44年(1月1日)～12月31日)に結婚し、今年中に満50年を迎える夫婦。
 - ②昭和44年以前に結婚したが金婚夫婦表彰の申し込みを今までしていない夫婦。
- 受付時間
 - 午前9時～午後5時15分
 - (土・日・祝は除く)
- 申込期限 7月12日(金)
 - ※熊本日日新聞社の金婚表彰交付に併せ、金婚式典を開催し、記念品を贈呈します。
- 式典開催日時
 - 9月10日(火) 午前9時
- 場所
 - 町生涯学習センター 文化ホール

撤去支援

ブロック塀などの撤去費用を支援します！

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011



地震発生時における人身事故の防止、避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などの撤去を実施する者に対して、その費用の一部を補助します。

- 申請受付期間
 - 6月17日(月)～12月13日(金)
- 対象となるブロック塀などの条件
 - (次の項目全てに該当するもの)
 - ・避難路に面したブロック塀など
 - ・ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
 - ・ブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの
 - ・点検表による確認で不適合があり、安全性が確保できないもの
- 事業の対象者
 - 避難路に面する危険なブロック塀などを所有する者
- 補助金額(上限20万円)
 - 1敷地あたり次のいずれか低い額
 - ・ブロック塀など撤去工事に要する費用の3分の2
 - ・撤去するブロック塀などの長さに12,000/mを乗じて得た額

他にも条件などがありますので都市計画課にご相談ください。

地盤

地盤改良工事補助金

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

熊本地震で被災した住宅を解体する際に、軟弱地盤と判定された場合の地盤改良工事費用の一部を補助します。

- 申請受付期間
 - 6月10日(月)～令和2年2月28日(金)
- 補助対象となる工事
 - 被災した住宅を解体し、同一敷地内にて住宅を再建する際の住宅建屋下の地盤改良工事
 - 例) 柱状改良工事、表層改良工事、鋼管杭工法など
 - ※地盤調査を実施し、地盤改良工事が必要と判定された敷地に限ります。
 - ※既に地盤改良工事が済んでいる宅地も対象となります。
- 補助額
 - 地盤改良工事費用にかかった額が40万円未満の場合は2分の1補助、それ以外は20万円
 - ※別の補助金を受けて、地盤改良工事を行っている空地は該当しないこともあります。
 - 詳しくは役場都市計画課建築係にご相談ください。

税

国民健康保険税の納付書を郵送します

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

6月中旬に国民健康保険税の納付書を郵送します

年間保険税額を6月から令和2年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に郵送します。また、年金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性があります。必ず確認をお願いします。

なお、年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。

※納税通知書には納期ごとに納入期限が定めてありますので、納期までの保険税納付にご協力をお願いします。

今回の改正点

●保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大します

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額
 ※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されますが、令和元年度から2割軽減および5割軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。

ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができないため、軽減対象となりません。平成30年分の申告をお忘れの方は税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

保険税軽減基準額

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和元年度(見直し後)	平成30年度
7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(被保険者数×28万円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×27万5千円)以下の世帯
2割軽減	33万円+(被保険者数×51万円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×50万円)以下の世帯

●国民健康保険税の課税限度額引き上げ

国民健康保険税は課税の上限が設定されており、これを課税限度額といいます。令和元年度は医療給付費分を3万円引き上げます。

医療保険課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
61万円	19万円	16万円	96万円